

地方分権改革に関する提案募集への対応について

関西広域連合本部事務局

国出先機関対策PT

国の地方分権改革推進本部が実施する地方分権改革に関する提案募集に対して、関西広域連合から国からの事務・権限移譲等について以下の提案を行ったところですが、今後も積極的に提案してまいりたいと考えております。

つきましては、関西広域連合協議会分科会において、委員の皆様方から、各分野で関西広域連合から提案していくべき国からの事務・権限移譲等について幅広く御意見をいただきたいと存じますので、よろしくお願ひします。

(参考)

関西広域連合から国からの事務・権限移譲等について提案した項目(平成26年7月)

No	事務・権限	所管府省/出先機関
1	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限	国土交通省
2	複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限	国土交通省
3	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限	国土交通省 /地方運輸局
4	保険医療機関の指定・指導権限	厚生労働省 /地方厚生局
5	リサイクルの推進に係る事務・権限	環境省/地方環境 事務所 など
6	山陰海岸国立公園に係る管理権限	環境省/地方環境 事務所
7	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	総務省
8	広域連合の規約変更手続きの弾力化	総務省

(※各提案項目の内容は資料4に添付)

地方分権改革における「提案募集方式」の概要 (内閣府ホームページより抜粋)

1 趣旨

これまで地方分権改革については、地方分権改革推進委員会勧告に基づき、事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等に関して、3次にわたる一括法等により着実に推進し、進展をみている。これに加え、第4次一括法案等により、委員会勧告事項については、一通り検討したこととなる。このような成果を基盤とし、個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、引き続き改革を着実に推進していく必要がある。

このため、新たな局面を迎える地方分権改革においては、従来からの課題への取組に加え、委員会勧告方式に替えて、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとし、個々の地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」を導入する。

2 提案の対象

- ① 地方公共団体への事務・権限の移譲
- ② 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）

○ 具体的な取扱いは、以下のとおりとする。

- ① 全国的な制度改正に係る提案を対象とする。その際、全国一律の移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲（手挙げ方式）とする提案等も対象とする。
- ② 事務・権限の移譲の場合、本府省の事務・権限を対象とした提案も行うことができる。
- ③ 現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案も対象とする。
- ④ 従来と同様に、事務・権限の移譲等に関連する提案も対象とする。

3 提案主体

- ① 都道府県、市区町村
- ② 一部事務組合、広域連合
- ③ 地方六団体、地方公共団体を構成員とする任意組織

4 募集の方法及び時期

- ① 提案は、内閣府が受け付ける。
- ② 内閣府は、募集に向けて、提案募集方式の周知及び説明を行うとともに、提案に向けた相談に応じる。
- ③ 提案主体に対して、制度改正の必要性（制度改正による効果、現行制度の具体的な支障事例など）等を示して提案するよう求める。
- ④ 募集は毎年少なくとも1回実施する。

5 提案を受けた政府の対応

- ① 受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省と調整を行う。内閣府が中心となり、関係府省の回答、それに対する提案団体からの見解の提出というやり取りを重ねる。
その際、地方六団体からも意見を聴取する。
- ② 特に重要と考えられる提案については、有識者会議又は専門部会で、集中的に調査・審議を行い、実現に向けた検討を進める。
- ③ 提案に関する対応方針について、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行う。また、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を国会に提出する。

6 提案に関する調整過程の公表

- ① 提案の内容、提案団体と関係府省とのやり取り、最終的な調整結果は、内閣府のホームページに掲載する。
- ② 実現しなかった提案については、次年以降の提案及び検討の参考とするため、提案主体及び関係省の意見等を公表する。